

構造物対策

直轄：特定構造物改築事業

補助：鉄道橋・道路橋緊急対策事業、大規模河川管理施設機能確保事業

1 事業概要

特定構造物改築事業

老朽化が著しい水門や、著しく河積を阻害している橋梁、堰等の大規模な構造物の改築を行い、その機能回復を図ります。

鉄道橋・道路橋緊急対策事業

架橋後、相当の期間を経過した鉄道橋や道路橋の中には洪水の疎通能力が著しく不足し、かつその対策に多大な費用を要するものがあるため、このような鉄道橋や道路橋について重点的に投資を行い、緊急に改築を実施します。

大規模河川管理施設機能確保事業

供用期間が耐用年数を超過し、老朽化が著しい又は施設の機能に著しい障害が生じている大規模な河川管理施設の改築を実施します。

2 負担率・補助率

直轄 特定構造物改築事業
 一級河川 2/3 (大規模7/10、北海道8/10、北海道大規模8.5/10)
 二級河川 8.5/10 (指定河川 北海道)

補助 鉄道橋・道路橋緊急対策事業
 ●基幹河川改修事業
 一級、二級河川 1/2
 ●一般河川改修事業
 一級、二級河川 4/10
 大規模河川管理施設機能確保事業
 ●一級、二級河川 1/2

●イメージ



3 事例

橋梁の改築



JR白川第一橋梁 白川（熊本県）

水閘門の改築

日光川水閘門（愛知県）

老朽化の進行や地盤沈下などにより機能が低下し、著しい障害が生じる恐れがあることから改築を実施。



堰の改築

大久保頭首工 雄物川（秋田県）

明治35年（1902）に築造された施設は固定堰のため流下能力が著しく不足しており、洪水時に危険となるため改築を実施。

